

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人
太地町社会福祉協議会

【基本方針】

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響により中止や時間短縮の実施にとどまっている生きがいデイサービス事業やサロン事業、また、地域へ出向いての相談事業の実施方法を検討しニーズに沿った事業展開ができるよう取り組んでいきます。

要支援者、要介護者の在宅生活を支える介護保険事業については、引き続き職員や利用者様の感染予防に努め、安心して利用していただけるよう取り組んでいきます。

福祉教育では、子どもたちに福祉の心を開いてもらうアプローチとして、教育委員会や関係団体等にも関わってもらい福祉教育の推進に努めます。

新たな取り組みとして高齢者、障がい者及び子どもに対する見守りや安否確認・服薬管理を行う「みもり・ささえあい活動」を展開していく予定です。

これから益々進行する高齢化社会にむけて町民の皆様をはじめ各事業所・団体の皆様の協力を得ながら地域福祉事業に取り組んでいきます。

【重点目標】

1. 介護保険事業（安定した運営に努める。）
2. 地域福祉事業（ふれあいネット・ふれあいサロンの充実に努める。）
3. 介護予防事業（生きがいデイサービスを含む「椰」での健康・生きがいづくり等の介護予防に努める。）
4. 福祉教育の推進（教育委員会や小・中学校等と連携し福祉教育に努める。）
5. 多目的センターの活性化（町民の健康づくり、体力の増進に努める。）

【実施計画】

1. 運営

1. 会議の開催
 - (1) 理事会、評議員会の開催
 - (2) その他各事業、活動ごとの会議の開催
2. 県軍他市町村との連携活動
 - (1) 防災関係等県郡市町村主管事業への参加及び協力・支援〈広域事業〉
 - (2) その他、各事業との連携
3. 役職員の研修
 - (1) 役職員の研修
 - (2) その他、各事業の研修
4. 会員会費（福祉協力費）募集
 - (1) 各種団体・事業所の協力を得て、団体会員・特別会員の募集を行う。

2. 事業・活動

1. 介護保険事業

- (1) 居宅介護支援事業の実施（ケアプランの作成）
- (2) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）
- (3) 通所介護事業の実施（デイサービス）：週6日の開催（月～土曜日）、運動機能回復のため、理学療法をとり入れる。

2. 介護予防事業

- (1) シニアエクササイズ事業の実施（太地町より受託）
- (2) 太地町地域包括支援センターへの人材派遣
- (3) 生きがい活動通所支援事業「ふれあいデイサービス」の実施（毎週火・木曜日）内容等の充実を図り、「健康・生きがい作り等」を行う。（太地町より受託）

3. 障害者総合支援事業（児童・知的・精神・身体障害者）

- (1) 訪問介護事業の実施（ホームヘルプサービス）

4. 地域生活支援事業（移動支援事業）

- (1) 障害者等の外出支援の実施（ホームヘルプサービス）

5. 在宅福祉事業

- (1) 給食サービス事業の実施（毎月第2・第4水曜日 配食型）
- (2) 高齢者日常生活管理指導員派遣事業「自立の方へのホームヘルプサービス及び安否確認・服薬管理」の実施（太地町より受託）
- (3) 移送サービス事業の実施
- (4) 洗濯サービス事業の実施
- (5) 福祉機器及び福祉車両の貸出（ベッド・車椅子・歩行器・杖）
- (6) 暮らしサポートサービス（介護保険外のホームヘルプサービス）

6. 地域福祉事業・活動

- (1) 住民参加型ふれあいサロン「いっぷく亭」の開催（毎週水曜日）
- (2) 住民参加型「インフォーマルサービス事業」の実施
- (3) 相談窓口の開設（月～金 但し、祝祭日・12月29日～1月3日を除く。）
- (4) 小地域ネットワーク活動「ふれあいネット」の実施
- (5) 人材育成のための養成講座の開催
- (6) 財産保全管理サービス事業の実施
- (7) 鍵預かりサービス事業の実施
- (8) 関係団体と連携し「みまもり・ささえあい活動」の実施
- (9) 地域支援活動の実施

7. 障害福祉事業

- (1) 福祉農園の運営管理〈太地町より受託〉

8. ボランティア活動の推進・育成事業

- (1) ボランティアの受付、登録
- (2) ボランティア団体の育成（太地町ボランティア活動推進協議会）
- (3) ボランティア活動の場の提供、斡旋
- (4) ボランティアポイントの管理運営

9. 広報啓発活動

- (1) 社協広報「福祉だより」の発行（年4回）
- (2) 太地町広報への社協記事掲載
- (3) 各事業の啓発（ポスター、のぼり、回覧）
- (4) 防災等、イベントの開催
- (5) 社会福祉大会の開催

10. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 効果的利用の推進

11. 福祉サービス利用援助事業

- (1) 効果的利用の推進

12. 成年後見制度

- (1) 効果的利用の推進

13. 共同募金運動

- (1) ボランティアの協力を得て、街頭募金を実施する。
- (2) 各種団体・事業所の協力を得て、職域募金を実施する。
- (3) チャリティーイベントの開催を行う。
- (4) ボランティア団体の支援を行う。
- (5) 福祉教育の支援を行う。

14. 福祉教育・教室等

- (1) 福祉教育推進校として太地小学校・太地中学校を指定し、学校における福祉教育を推進する。また、教育委員会や関係団体の協力を得て取り組んでいく。

15. 多目的センターの運営、管理（指定管理）

- (1) 健康・体力づくりの拠点として有効利用の促進に努める。

16. 団体事務局業務

- (1) 太地町熟年会（老人クラブ連合会）
- (2) 太地町身体障害者連盟
- (3) 太地町障害児者父母の会
- (4) 太地町民生児童委員協議会
- (5) 太地町ボランティア活動推進協議会
- (6) 太地町福祉教育推進委員会